

令和7年度における主な新規・拡充事業（子ども・子育て関連）

1-1 親子の健やかな成長のための支援

拡大

新生児マススクリーニングの推進

3,847万円
〔母子保健課〕（+ 3,819万円）

疾病の早期発見・早期治療を目的に新生児に対して行う先天性代謝異常等検査について、既存の20疾患※に加え、新たに2疾患の検査を追加します。

※ 20疾患の検査は、健康科学研究センターで実施。

重症複合免疫不全症（SCID：スキッド）

免疫が働かないため重い感染症にかかりやすい病気。下痢や咳が続く、体重が増えない、感染症の重症化などの症状がでる。5万人に1人が発症。

脊髄性筋萎縮症（SMA：エスエムエー）

全身の筋肉が低下する進行性の病気で、呼吸障害や嚥下障害をきたす。2万人に1人が発症。



対象者	市内の分娩取扱医療機関等で採血をした新生児。
検査費用	無料。採血料等は自己負担。
検査の受け方	① 市内の分娩取扱医療機関等へ申込み。 ② 日齢4～6日の赤ちゃんのかかとかから少量の血液を採取。 ※ 市外で出産した場合は、分娩取扱医療機関等の所在する自治体へ確認。

新規

1か月児を対象とする乳幼児健康診査の実施

6,147万円
〔母子保健課〕（+ 6,147万円）

出生後から切れ目のない健康診査実施体制を構築するために、1か月児を対象とした乳幼児健康診査を実施します。
（令和7年4月1日から運用開始）

母子保健法に基づき公費負担で実施

出生	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査
	1か月児	4か月児	10か月児	6歳1か月児
	健康診査	健康診査	健康診査	健康診査

出生後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備

1か月児健康診査

目的	身体疾患が顕在化する時期に、疾病及び異常を早期に発見し、早期治療や適切な指導を行うとともに、養育環境を把握し、養育者への育児の助言を行う。
対象者	生後27日を超え、生後41日の乳児（出生日を0日目とし、生後28日以上、生後41日以内の乳児）
実施形態	医療機関で実施する個別健康診査
実施者	新生児・乳児の保健医療に習熟した医師
自己負担	助成上限額(6,000円)を超えた場合、その差額を支払う。